

7 -4) データの保存期間について

1)『臓器の移植に関する法律』(平成9年法律第104号)平成9年7月16日公布

(記録の作成、保存及び閲覧)

第十条第二項 前項の記録は、… …… 管理者が、… …… 五年間保存しなければならない

(罰則)五十万円以下の罰金

第二十三条第二項 第十条第一項の規定に違反して、記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は同条第二項の規定に違反して記録を保存しなかった者

2) 法的脳死判定マニュアル(改訂版平成22年度発行)より[15頁、19頁抜粋]

11) 脳波記録の保存

脳死判定記録書に脳波の記録用紙を添付し、判読の報告書を別紙に記載して保存する。

付録2 臓器提供および臓器移植にあたって必要な書類一覧

書類名	脳死下	心臓死下	作成者(署名者)	保管者					
				ドナー家族	判定医又はその施設	摘出医又はその施設	移植医又はその施設	あっせん機関	所管警察
1 本人の生前の意思を表示した書面(脳死判定)	※1	/	本人(同)	(所有) ○	—	○	○	□	
2 本人の生前の意思を表示した書面(臓器摘出)	※1	※1	本人(同)	(所有) ○	○	○	○	□	
3 家族が脳死判定を拒まない・承諾する旨を表示した書面	レ	/	家族(同)	—	●	—	—	○	
4 遺族が臓器摘出を拒まない・承諾する旨を表示した書面	レ	レ	遺族(同)	—	●	○	○	○	
5 脳死判定的確実施の証明書	レ	/	脳死判定医(同)	—	●	○	○	○	
6 脳死判定記録書	レ	/	脳死判定医(同)	—	●	—	—	○	
(添付①) 判定に当たって測定した脳波の記録									
(添付②) 1及び2の本人の生前の意思を表示した書面の写し ※1									
(添付③) 3の家族が脳死判定を拒まない・承諾する旨を表示した書面									
7 死亡日時を確認することのできる書類	※3	※3	主治医・監察医(同)	●	—	○	○	○	
8 臓器摘出記録書	レ	レ	摘出医(同)	—	—	●	○	—	
(添付①) 2の本人の生前の意思を表示した書面の写し ※1									
(添付②) 4の遺族が臓器摘出を拒まない・承諾する旨を表示した書面の写し									
(添付③) 5の脳死判定的確実施の証明書の写し									
9 不使用臓器の記録	レ	レ	摘出医・摘出医以外(同)	—	—	●	—	—	
10 臓器移植記録書	レ	レ	移植医(同)	—	—	—	●	○	
11 移植術の実施の説明記録書	レ	レ	移植医(同)	—	—	—	●	○	
12 臓器のあっせん帳簿	レ	レ	あっせん機関	—	—	—	—	●	

●：原本を保存 ○：写しを保存

□：「臓器移植と検視その他の犯罪捜査に関する手続との関係等について」(平成9年10月8日付け健医発第20号)第1 検視等の取扱いの4の(2)による。

※1 本人の書面による意思表示があった場合のみ。

※2 実質的に原本は判定医又はその施設が保管する。

※3 臓器の摘出・あっせんに当たっては、摘出医・あっせん機関は、臓器提供者の死亡の日時を主治医等から確認することが必要である。この確認については、摘出医・あっせん機関等の判断により、死亡診断書若しくはその写しの交付や、摘出記録書に記載された死亡日時の確認を主治医等に求めること等により行うものとする。ただし、脳死下臓器提供の際は、脳死判定的確実施証明書の写しにより、死亡の事実及び日時を確認することができる。

※4 臓器を摘出した医師以外の医師が摘出した臓器を移植術に使用しないこととした場合は、当該医師が9の不使用臓器の記録を作成し、その勤務する医療機関の管理者が5年間保存しなければならない。